

青森県知事許可業者の皆様へ
技術職員名簿の資格確認書類簡素化について

技術職員名簿（経営事項審査の事前確認）の確認書類として（公財）青森県建設技術センターに提出する資格証の写しは、**過去の事前確認において既に提出している場合、有効期間の定めがないもの**に限り、**再度の提出を不要**とします。

※ 有効期間の定めがないものでも、有資格区分コードを変更する場合や新規掲載者がいる場合は提出が必要です。

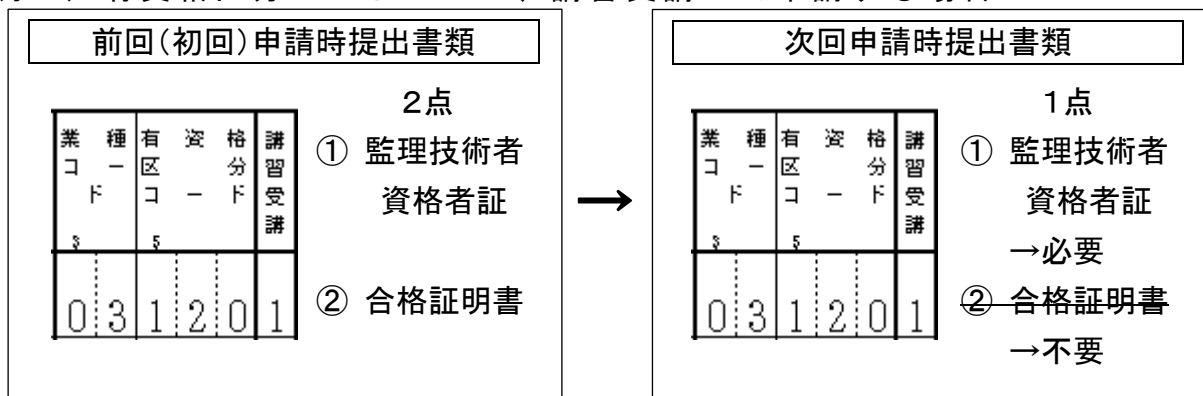
【再度の提出が不要になるもの】

検定又は試験の合格証その他の資格を証明する書類の写し
 →合格証明書、免状、実務経験証明書等

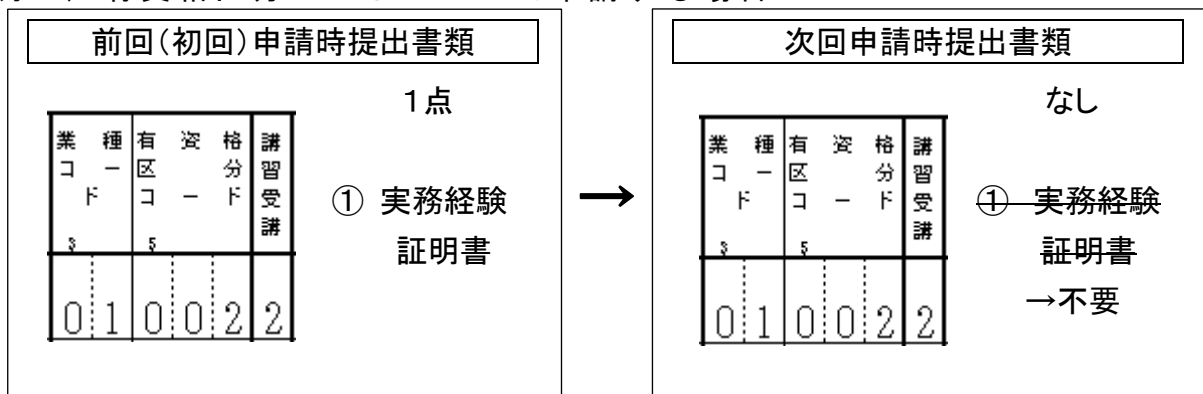
【毎回提出が必要なもの】

有効期間の定めがある資格証の写し
 →監理技術者資格者証、登録基幹技能者講習修了証等

（例1）有資格区分コード120、講習受講1で申請する場合



（例2）有資格区分コード002で申請する場合



(例3) 有資格区分コードを221から120に変更して申請する場合

前回(初回)申請時提出書類					次回申請時提出書類					
1点					1点					
業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講		業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講		
3	5		① 合格証明書		10			① 合格証明書		
0	3	2	2	1	0	3	1	2	0	2

(例4) 有資格区分コードを11Cから113に変更して申請する場合
(解体工事業に係る経過措置対象者を、令和3年4月1日以降も解体の技術職員として記載する場合)

前回申請時提出書類					次回申請時提出書類					
1点					1点					
業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講		業 種 コ ー ド	有 区 コ ー ド	資 格 分 下	講 習 受 講		
10			① 合格証明書		10			① 合格証明書 →不要		
2	9	1	1	C	2	9	1	1	3	2
					② 実務経験 証明書 又は 登録解体工事 講習修了証					